

## 九州大学附属図書館付設記録資料館規程

平成16年度九大規程第163号  
制 定：平成17年 4月 1日  
最終改正：平成28年11月10日  
(平成28年度九大規程第46号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館規則（平成16年度九大規則第139号）第8条第2項の規定に基づき、記録資料館の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 記録資料館は、大学文書館が所管する資料を除く記録資料（産業・経済資料、九州文化史資料、法制資料、古文書・古記録等）について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 記録資料の収集、整理、保存及び公開に関すること。
- (2) 記録資料の管理・運用に関すること。
- (3) 記録資料の調査及び研究に関すること。
- (4) 記録資料に基づく地域学及び資料学の研究に関すること。

(館長)

第3条 記録資料館に、館長を置く。

- 2 館長は、附属図書館長の推薦により、総長が任命する。
- 3 館長は、附属図書館長の統轄のもとに、記録資料館の事務を掌理する。

(館長の任期)

第4条 館長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 館長は、再任されることができる。

(運営委員会)

第5条 記録資料館に、記録資料館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 附属図書館長
  - (3) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、法学研究院及び経済学研究院の教授のうちから選ばれた者 各1人
  - (4) 総合研究博物館長
  - (5) 記録資料館の専任の教授及び准教授
  - (6) 附属図書館事務部長
  - (7) その他館長が必要と認めた者 若干人
- 3 前項第3号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 運営委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。
- 6 委員長は、運営委員会を主宰する。

(兼任の教員)

第6条 記録資料館に、兼任の教員を置くことができる。

- 2 兼任の教員は、九州大学の教員のうちから館長の推薦により、総長が任命する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、記録資料館の組織及び運営に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第52号）  
この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第133号）  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第103号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第46号）  
この規程は、平成28年11月10日から施行する。